



オッペンマイレージクラブ会員規約

第1条(オッペンマイレージクラブ会員規約の目的)

この規約(以下、「OMC 会員規約」といいます。)は、オッペン化粧品株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営するオッペンマイレージクラブ(以下、「本会」といいます。)への入会、ポイント付与と商品等の交換を提供する制度(以下、「OMC ポイントサービス」といいます。)の内容・利用方法などを定めることを目的とします。

第2条(OMC 会員登録)

1. OMC 会員とは、当社が別途定める登録内容(以下、「各種登録内容」といいます。)を承諾のうえ登録を行った者をいい、登録を行った時点で、自動的に OMC 会員となります。
2. 個人情報の取り扱いについては、「各種登録内容」の内容に準じます。
3. 当社は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます)との関係を排除しており、反社会的勢力の登録はお断りします。

第3条(お客さま個人コードと OMC 会員 ID)

1. 当社は、OMC 会員に対してお客さま個人コードを発行します。
2. お客さま個人コードは OMC の会員 ID となります。会員 ID は、第三者に譲渡、貸与できないものとします。

第4条(OMC 会員規約の告知・変更方法)

1. OMC 会員規約の変更は、当社が任意に定める方法にて OMC 会員へ告知します。
2. 当社は必要に応じ、OMC会員の承諾及び事前の予告なく、OMC会員規約を変更することができるものとします。なお、OMC 会員規約の変更は、Webサイトに掲出したときから効力を生ずるものとします。

第5条(OMC 会員資格の喪失)

1. OMC会員は、登録を抹消した時点で OMC 会員の資格を喪失することになります。
2. OMC 会員が、本会の消滅、その他の事由により OMC 会員でなくなった場合でも、当社は、当該 OMC 会員の個人情報を、お問い合わせ等への対応などのため、OMC 会員でなくなった理由の如何を問わず、一定期間利用します。(この規定は OMC 会員規約が失効した後も有効に存続します。)

第6条(OMC ポイントサービス)

1. OMCポイントサービスとは、OMC会員が当社の販売員から商品を購入した月度(毎月21日～20日)分をまとめて、当社が所定のオッペンマイレージクラブポイント(以下、「OMC ポイント」といいます。)を翌月度中に付与し、OMC会員が OMC ポイントを利用することができる制度をいいます。
2. OMC会員が登録を抹消した場合は、OMC 会員は登録を抹消した時点から OMC ポイントサービスを利用することができなくなります。
3. OMC ポイントは換金できません。

第7条(OMC ポイントの付与)

1. OMC ポイントは、OMC会員が当社の販売員からの商品の購入に応じて、又は当社のサービスの利用に応じて、当社があらかじめ定めた OMC ポイント付与率に基づき付与します。ただし、当社が任意に定めた時期及び方法により、購入金額に関係なく OMC 会員に対し OMC ポイントを付与することができるものとします。
2. 当社は、OMC会員がOMC会員規約の内容を遵守していないと認めた場合、及びその他当社が OMC ポイントの利用を不適切と判断した場合において、当該OMC会員への OMC ポイント付与を拒否することができるものとします。
3. SP商品を含む一部の商品の購入及びサービスについては、OMC ポイント付与の対象外となります。

第8条(OMC ポイントの失効について)

1. OMC ポイントは、上限10 万ポイントまで保有できます。
2. 最終購入月度から 6 カ月間ご購入がない場合、全 OMC ポイントが失効します。【OMC ポイントは、第6条による付与後、6 か月を経過した場合、失効します。】
3. 登録が抹消された場合も全 OMC ポイントが失効します。ただし登録区分変更(顧客 ⇄ 会員 ⇄ ローズメイト)の場合は、ポイントが引継がれます。
4. 当社は失効したポイントに関して一切の責任を負わないものとします。

第9条(OMC会員への OMC ポイント告知)

OMC会員の有効 OMC ポイントの残高は、当社の販売員から商品購入月の翌月度にご確認いただけます。又はインターネットを利用した OMC ポイント照会(Webアプリ)により、その時点の有効 OMC ポイント残高を告知します。

第10条(利用対象となる OMC ポイント残高)

1. 交換対象となる OMC ポイント残高は、OMC ポイント交換を申請する時点で保有している OMC ポイントを残高とします。
2. OMC ポイントを商品へ交換後、残った有効な OMC ポイント残高は、次回以降の交換対象となる OMC ポイント残高として累積されます。

第11条(OMC ポイント利用の方法)

1. OMC会員が当社の販売員及び当社指定の方法において OMC ポイント交換を申請した場合、当社 OMC ポイント交換の条件の確認を行い、累積された有効な OMC ポイントをポイント交換品カタログに掲載の商品に交換することができるものとします。
2. 当社は、OMC ポイント利用の対象となる商品等を制限したり、OMC ポイント利用に条件を付したりする場合があります。
3. OMC ポイントを利用して交換した商品は返品できません。ただし、皮膚トラブル等当社が責任を負うべき場合は商品の返品を受付け、OMCポイントはお返しします。

第12条(権利の譲渡等の禁止)

OMC会員は、理由の如何を問わず、OMCポイントサービスにおける権利を第三者に貸与・譲渡・担保提供し、又は相続させることはできないものとします。

第13条(OMC会員サービスに関する疑義等)

個別のOMC会員に関するOMC会員資格、OMC ポイントの付与、OMC ポイントの有効性、OMC ポイント利用等に関して生じた疑義は、当社の決するところによるものとします。

第14条(OMC会員サービスの変更・中止・終了等)

当社は、必要と認めたときはOMC会員に予告することにより、いつでもOMCポイントサービスを変更・中止・終了することができるものとし、また、OMC会員は、当該OMCポイントサービスが中止・終了した場合には、その時点では当該OMCポイントサービスに関する権利が全て消滅することをあらかじめ承諾するものとします。

第15条(委託及び再委託)

当社は、本会の運営業務及びOMCポイントサービスの提供業務の全部又は一部を第三者に委託することがあります。また受託者は受託業務をさらに第三者に再委託することがあります。

第16条(免責事項)

1. 当社は、OMCポイントサービスとして無償で提供した各種サービス(Web アプリ等)、情報について、その正確性、有効性、合法性、安全性などについて、いかなる保証もいたしません。
2. 当社は、当社によるOMC会員規約の履行、遂行により生じたOMC会員、第三者の損害、並びにOMC会員によるOMC会員規約内容違反により生じたOMC会員、第三者の損害について、何ら責任を負いません。

第17条(準拠法)

OMC会員規約の成立、有効性、解釈、履行などに関しては、日本国法が適用されるものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

本会への入会、OMC会員サービスの利用、OMC会員規約の内容に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(お問い合わせ)

本会の運営、OMC会員サービスの利用、OMC会員規約の内容に関するお問い合わせは、下記へご連絡ください。

オッペン化粧品株式会社 お客様窓口

[お問い合わせフォームへ](#)

〒564-8501

大阪府吹田市岸部2丁目17番1号

電話番号 0120-901-791

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30(祝祭日は除きます)